製法
　本品は、「過テクネチウム酸ナトリウム（^{99m}Tc）注射液」と、別に注射剤の製法により製した注射用の塩化スズ（Ⅱ）又は塩化スズ（Ⅱ）二水和物及び人血清アルブミンとを混ぜ、注射剤の製法により製する。
性状
　本品は、無色～淡黄色澄明の液である。
確認試験
　⑴　「過テクネチウム酸ナトリウム（^{99m}Tc）注射液」の確認試験⑴を準用する。
　⑵　本品及び人血清アルブミン溶液（１→20）をそれぞれバルビタール緩衝液（pH8.6、イオン強度0.075）を用いて適当な条件下でセルロースアセテート膜を用いる電気泳動法により試験を行った後、ニンヒドリンのエタノール（95）溶液（１→1000）を噴霧して呈色させるとき、本品のスポットは人血清アルブミンのスポットと一致する。
pH
　2.0～3.0
純度試験（放射化学的異物）
　75vol%メタノールを展開溶媒として、ろ紙クロマトグラフィーにより約15㎝展開して試験を行うとき、原点付近以外の放射能はろ紙上の総放射能の10%以下である。
定量法
　「過テクネチウム酸ナトリウム（^{99m}Tc）注射液」の定量法を準用する。
17　テトロホスミンテクネチウム（^{99m}Tc）注射液
　本品は、水性の注射剤で、テクネチウム99mをテトロホスミンテクネチウムの形で含む。本品は、定量するとき、検定日時において、テクネチウム99mの表示された放射能の90～110%を含む。
製法
　本品は、「過テクネチウム酸ナトリウム（^{99m}Tc）注射液」と、別に注射剤の製法により製した注射用の塩化スズ（Ⅱ）又は塩化スズ（Ⅱ）二水和物及びテトロホスミンスルホサリチル酸とを混ぜ、注射剤の製法により製する。
性状
　本品は、無色澄明の液である。
確認試験
　⑴　「過テクネチウム酸ナトリウム（^{99m}Tc）注射液」の確認試験⑴を準用する。
　⑵　純度試験により確認する。
pH
　7.5～9.0
純度試験（放射化学的異物）
　テトラヒドロフラン／0.01mol／Ｌチオ硫酸ナトリウム試液混液（７：３）を展開溶媒として、薄層クロマトグラフィーにより約10㎝展開して試験を行うとき、テトロホスミンテクネチウム（^{99m}Tc）以外の放射能は薄層上の総放射能の10%以下であり、薄層上の総放射能に対する原点付近の放射能の比率と、溶媒先端付近の放射能の比率の和は5%以下である（R_f＝0.2～0.6）。
　なお、薄層板は薄層クロマトグラフィー用オクタデシルシリル化シリカゲルを用いて調製する。
定量法
　「過テクネチウム酸ナトリウム（^{99m}Tc）注射液」の定量法を準用する。
18　人血清アルブミンジエチレントリアミン五酢酸テクネチウム（^{99m}Tc）注射液
　本品は、水性の注射剤で、テクネチウム99mを人血清アルブミンジエチレントリアミン五酢酸テクネチウムの形で含む。本品は、定量するとき、検定日時において、テクネチウム99mの表示された放射能の90～110%を含む。
製法
　本品は、「過テクネチウム酸ナトリウム（^{99m}Tc）注射液」と、別に注射剤の製法により製した注射用の塩化スズ（Ⅱ）又は塩化スズ（Ⅱ）二水和物及び人血清アルブミンジエチレントリアミン五酢酸とを混ぜ、注射剤の製法により製する。
性状
　本品は、無色澄明の液である。
確認試験
　⑴　「過テクネチウム酸ナトリウム（^{99m}Tc）注射液」の確認試験⑴を準用する。
　⑵　純度試験により確認する。
pH
　4.0～6.0
純度試験（放射化学的異物）
　本品をバルビタール緩衝液（pH8.6、イオン強度0.06）を用いて適当な条件下でのセルロースアセテート膜を用いる電気泳動法により試験を行うとき、人血清アルブミンジエチレントリアミン五酢酸テクネチウム（^{99m}Tc）以外の放射能は、泳動膜上の総放射能の10%以下である。
　なお、人血清アルブミンジエチレントリアミン五酢酸テクネチウム（^{99m}Tc）のスポットは、人血清アルブミン溶液（１→20）を同様に泳動し、ポンソー３R試液を噴霧したときの呈色により確認する。
定量法
　「過テクネチウム酸ナトリウム（^{99m}Tc）注射液」の定量法を準用する。
19　ヒドロキシメチレンジホスホン酸テクネチウム（^{99m}Tc）注射液
　本品は、水性の注射剤で、テクネチウム99mをヒドロキシメチレンジホスホン酸テクネチウムの形で含む。本品は、定量するとき、検定日時において、テクネチウム99mの表示された放射能の90～110%を含む。
製法
　本品は、「過テクネチウム酸ナトリウム（^{99m}Tc）注射液」と、別に注射剤の製法により製した注射用の塩化スズ（Ⅱ）又は塩化スズ（Ⅱ）二水和物及びヒドロキシメチレンジホスホン酸とを混ぜ、注射剤の製法により製する。
性状
　本品は、無色澄明の液である。
確認試験
　⑴　「過テクネチウム酸ナトリウム（^{99m}Tc）注射液」の確認試験⑴を準用する。
　⑵　純度試験により確認する。
pH
　4.0～6.0
純度試験（放射化学的異物）
　ポリリン酸0.5ｇを塩化アンモニウム試液３mLと10mol／Ｌ尿素試液１mLの混液に溶かし、無水亜硫酸ナトリウム0.1ｇを加えた後、水16mLを加えて溶かした液を展開溶媒として、あらかじめ展開溶媒を原線上に塗布した後、薄層クロマトグラフィーにより約10㎝展開して試験を行うとき、ヒドロキシメチレンジホスホン酸テクネチウム（^{99m}Tc）のスポット以外の放射能は薄層上の総放射能の５%以下である（R_f＝0.90～1.00）。
　なお、薄層板は薄層クロマトグラフィー用セルロースを用いて調製する。
定量法
　「過テクネチウム酸ナトリウム（^{99m}Tc）注射液」の定量法を準用する。